

地域への公共交通導入ガイドブック

《道路運送法編》



平成29年 3 月



国土交通省 九州運輸局

はじめに

平成26年11月の改正地域公共交通活性化再生法の施行以降、地域公共交通の活性化・再生に向けた取組みはより一層活発なものとなってきています。同法が定める地域公共交通網形成計画についても、多くの市町村が策定に至っており、交通政策基本計画における目標策定件数も既に達成している状況です。

しかしながら、計画を策定したことはゴールではなく、計画に定めた事業を着実に実行していくことが重要です。既存路線の見直しや新規路線の導入など、計画を実行に移そうとするときには、様々な手続きや許可、関係者との調整など、法令に基づく対応が必要となります。その際、公共交通関係の事業手法が規定される道路運送法や同施行規則、運行・整備管理などに関する関係規程、労務関係の制約など、実務者に要求される高い知識が市町村担当者の皆さんにとっての“壁”となるケースが多くみられます。交通事業者の話に理解が追いつけないまま運行計画を作成し、配車や運転人員を重視した結果、利用者のニーズが反映されなかったなど、失敗事例に陥ってしまう可能性にも注意が必要です。

こういった背景を踏まえ、九州運輸局では、初めて地域公共交通を担当する市町村の皆さんなどを対象に、道路運送法の基礎的な理解をサポートするためのガイドブックを作成することといたしました。この「地域への公共交通導入ガイドブック～道路運送法編～」は、道路運送法などの記載内容から“まず知っておくべき”基礎的なことを整理したものです。法律がわかれば事業成立までの見通しが立ち、地域の現状への見方も変わります。九州運輸局で作成・改訂している『なるほど!公共交通の勘どころ』を必要に応じて参照いただきながら、有効に活用いただければ幸いです。

ガイドブックの構成

- 1 道路運送法とは
道路運送法が果たす役割や目的、規定される事業の定義など
- 2 旅客自動車運送事業について
『旅客自動車運送事業』の定義や種類、許可制度など
- 3 公共交通の導入に係る事業の許可・申請
乗合バス関係の許可制度や事業計画の申請内容など
- 4 事業実施に向けた申請
申請手続きの流れや期間、そのほか簡素化等の特例措置など
- 5 安全に係る事業者の責務（安全管理体制・運行管理）
運行管理者の選任義務や運行管理業務の内容など
- 6 自家用自動車による有償運送
『自家用有償旅客運送』の種類や登録制度、有償性に関する判断基準など
- 取組事例紹介「客貨混載」
- 関連条文及び施行規則
- 申請書 記入例〈事業計画変更（路線延長）〉

1 道路運送法とは

- 『道路運送法』は、バスやタクシーといった旅客自動車運送事業について規定された法律です。
- 公共交通のように“**他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業**”は、『道路運送法』に規定されており、公共交通を運行する場合に守るべき基本的な法律の一つとなります。

道路運送法の目的（法第1条）

道路運送事業の運営を適正かつ合理的なものとし、
利用者の需要の“多様化”及び“高度化”に的確に対応した
サービスの円滑かつ確実な提供

輸送の安全の確保、
道路運送の利用者の利益の保護及びその利便の増進

道路運送の総合的な発達

もって公共の福祉を増進することを目的とする



2 旅客自動車運送事業について

事業の定義（法第2条）・種類（法第3条）

- “**他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業**”は、「旅客自動車運送事業」にあたり、事業種別ごとに国土交通大臣の許可が必要となります。使用する車両は事業用自動車と呼ばれ、ナンバープレートは**緑色**（軽自動車は黒）となります。

旅客自動車運送事業の定義（法第2条③）

（旅客自動車運送事業の定義）

- ①**他人の需要に応じ**、②**有償で**、③**自動車を使用して**、④**旅客を運送する事業**



事業の種類は？

○一般旅客自動車運送事業（法第3条第1号）

- 一般**乗合**旅客自動車運送事業
乗合旅客（不特定多数）を運送

路線バスや
コミュニティ
バスなど



- 一般**乗用**旅客自動車運送事業
定員**10人以下**の自動車を貸し切って
旅客を運送

一般タクシー



- 一般**貸切**旅客自動車運送事業
定員**11人以上**の自動車を貸し切って
旅客を運送

観光バス
など



○特定旅客自動車運送事業（法第3条第2号）

特定の者の需要に応じ、一定の範囲の旅客を運送

送迎バスなど

（学校に通う児童、生徒及び教職員 / 事業所に通う従業員）



経営許可（法第4条） ～『緑ナンバー』と『白ナンバー』～

- 一般旅客自動車運送事業を經營しようとする者は、**道路運送法による許可**を受ける必要があります。公共交通は、運賃等（対価）をもらって運行することが基本となるため、原則として「緑ナンバー（事業用）」の車両を使用することになります。

(経営許可(法第4条)～『緑ナンバー』と『白ナンバー』～の続き)

○ただし、例外的に「白ナンバー(自家用)」の車両を使用できる場合があり、緑ナンバーで運行する公共交通を『一般旅客自動車運送事業』、白ナンバーで運行する公共交通を『自家用有償旅客運送』と呼びます。

本書
P17～
参照



緑ナンバー⇒事業用自動車

旅客(利用者)や貨物を運送することで対価(運賃や配送料)をもらうことを目的とした車両

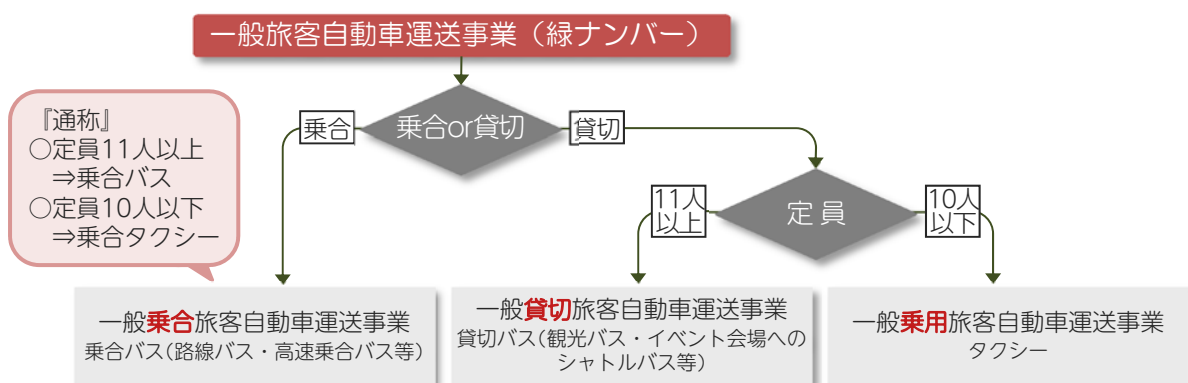


白ナンバー⇒自家用自動車

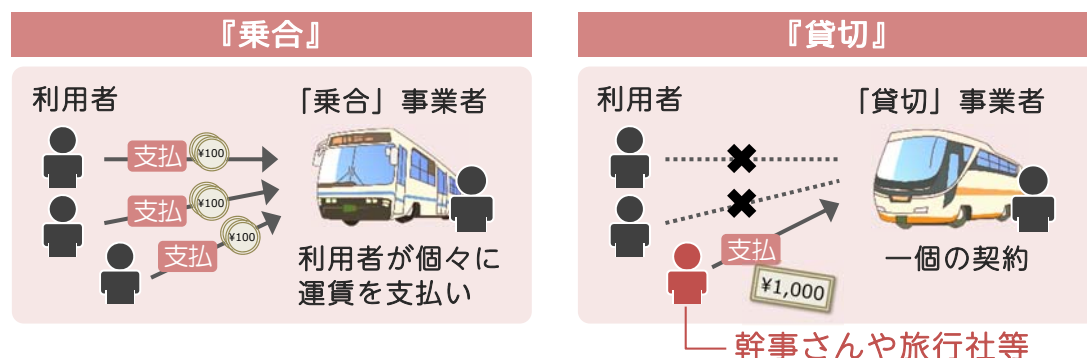
事業用自動車以外の一般的な車両
※対価をもらって旅客(利用者)を運送することは違法行為になります。
(いわゆる「白バス」「白タク」)

『乗合』と『貸切』のちがい

- 『乗合』とは、不特定多数の利用者が1つの車両と一緒に乗る形態で、一般の路線バスやコミュニティバスなどはこれに該当します。利用者は個々に運賃を支払う形で、法律上はバス車両(定員11名以上)かタクシー(定員10名以下)の別は問いません。
- 『貸切』とは、運行事業者と利用者が1つの運送契約を結んで運送する形態で、観光バスやタクシーなどはこれに該当します。1個の契約により旅客を運送することが原則となります。



○契約形式(運賃等の支払いの形)がポイント



3 公共交通の導入に係る事業の許可・申請

乗合バス（路線バス）

- 公共交通を導入するときは、利用者がそれぞれ運賃を支払う乗合バス（路線バス）事業に依る形が一般的です。**正式には一般乗合旅客自動車運送事業**といいます。
- 乗合バスの主な形態には、一般の路線バス、高速バスなどがありますが、これらは路線を定めて定期運行する自動車により不特定多数の旅客を乗り合わせて運送する事業です。

一般乗合旅客自動車運送事業の種類

- 通常路線バスといわれる「路線定期運行」（高速バス含む）
- 深夜型シャトルバス、基本路線型の予約制バスなどの「路線不定期運行」
- 予約等により自宅から目的地まで運行するデマンド交通「区域運行」

コミュニティバスは主にこれに該当



写真：なるほど!!公共交通の勤どころ、地域内フィーダー系統に関する市町村の取組み事例集

許可申請（法第5条）

- 乗合事業者は、道路運送法による**事業の経営許可、運賃・料金の認可や届出**が必要です。
- 運行の態様ごとに事業計画を定める**必要があります。運行の様態には「路線定期運行」「路線不定期運行」「区域運行」の3種があります

路線定期運行

特徴：予め定められた時間に定められたルートを実行する



路線不定期運行

特徴：利用者がある場合にのみ予め定められたルートを実行する



区域運行

特徴：路線を定めず、予約がある場合のみ区域内を実行する **事前予約**



※路線不定期運行及び区域運行の実施には、地域公共交通会議等で協議が整っている必要があります。

参考

『乗合タクシー』という言葉について

主にタクシー事業者のタクシー車両（定員10人以下）による乗合事業を指します。不特定多数の人が乗り合わせる形態は乗合に区分され、タクシー車両を用いてもタクシー事業ではありません。

『事業計画』と『運行計画』（法第5条,法第15条～法第15条の3）

○事業計画の申請書は、**運行の態様ごとに必要な記載事項が異なり**、路線定期運行は事業計画のほか、運行計画を定めることも必要となります。

許可申請（法第5条）

申請書記載事項/詳細な許可基準

○事業者名

○事業種別

○路線又は営業区域、

○事業計画（則第4条）
↳ 〈事業計画〉原則、許可・認可が必要 ※軽微な変更は届出
↳ 〈運行計画〉路線定期運行の場合のみ、すべて届出

➡ 路線定期運行の場合・・・事業計画とあわせて運行計画を提出

事業計画（法第5条第1号/則第4条①）

○路線の起終点の地名・地番

○路線のキロ程及び主たる経過地

○主たる事業所・営業所の名称及び位置

○営業所ごとの事業用車両の数

〈主な条件〉1営業所ごとに最低5両の常用車および1両の予備車（ただし、地域公共交通会議の協議によるもの又は過疎地域等は例外措置あり）

○自動車車庫の位置、収容能力

〈主な条件〉原則は営業所併設（併設できない場合2km以内）、前面道路が車両制限令に抵触しない

○事業用車両の大きさ・重量

〈主な条件〉保安基準への適合：道路運送車両法（自動車の構造・装置、整備管理者・点検義務など）
車両制限令への適合：道路法、車両制限令（幅・重量・高さなどの車両諸元の最高限度）
公共交通移動円滑化基準への適合：床面や乗降口などのバリアフリー対応など

○停留所の名称・位置・停留所間のキロ程

〈主な条件〉原則として3年以上の権原を有するもの

道路法に基づく道路占用許可、道路交通法に基づく道路使用許可を得ていること
フリー乗降区間の設定可能

※ 路線図を添付（則第4条②）

○路線

○縮尺及び方位

○営業所及び停留所の位置・名称

○自動車車庫の位置

○道路種別ごとのキロ程、有効幅員、待避所位置



運行計画（法第15条の3/則第15条の12）

○運行系統（起点・終点・経過地）

○運行回数並びに始発・終発の時刻（運行回数が少ない場合は運行時刻）

➡ 路線不定期運行の場合・・・事業計画を提出

事業計画（法第5条第1号/則第4条③）

- 路線の起点・終点の地名及び地番
- 路線のキロ程及び主たる経過地
- 主たる事業所・営業所の名称及び位置
- 営業所ごとの事業用車両の数
 - 〈主な条件〉1営業所ごとに最低3両（地域公共交通会議の協議による例外あり）、
定員11人未満の自動車の内訳も必要
- 自動車車庫の位置、収容能力
- 事業用車両の大きさ・重量
- 運行系統
- 乗降地点の名称・位置・乗降地点間のキロ程
- 各地の発車時刻または着地の到着時刻

※路線図を添付（則第4条④）

- 路線
- 縮尺及び方位
- 営業所及び乗降地点の位置・名称
- 自動車車庫の位置
- 運行系統
- 道路種別ごとのキロ程、有効幅員、待避所位置

➡ 区域運行の場合・・・事業計画を提出

事業計画（法第5条第1号/則第4条⑤）

- 営業区域
- 主たる事業所・営業所の名称及び位置
- 営業所ごとの事業用車両の数
 - 〈主な条件〉1営業所ごとに最低3両（地域公共交通会議の協議による例外あり）、
定員11人未満の自動車の内訳も必要
- 自動車車庫の位置、収容能力
- 運送の区間
- 発地の発車時刻もしくは着地の到着時刻又は運行間隔時間

※路線図を添付（則第4条⑥）

- 営業区域
- 自動車車庫の位置
- 営業所、発地及び着地の位置・名称
- 縮尺及び方位

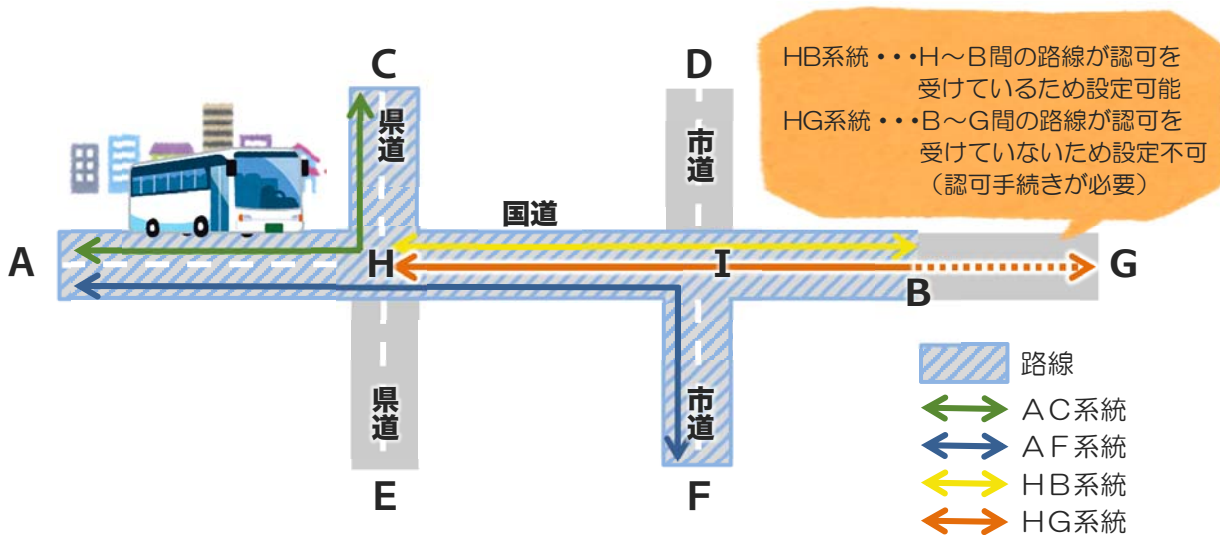
その他の許可基準・添付書類（法5条②/則第6条）

- 運行管理体制（公示1.（6））・・・運行管理者の確保、運行管理規程の作成等
 - 〈一般乗合〉乗車定員11人以上（または10人以下で事業用車両5両以上）の営業所において、
保有車両39両まで1名、以降40両ごとに1名増
 - 運転手の確保（公示1.（7））・・・運転者の過労防止措置・教育、服務規律の作成等
 - 事業資金（調達方法）（公示1.（8））・・・車両等の取得費（リースも可）等
 - 乗務員の休憩等の施設（公示1.（3）⑤）
 - 運行により生じた旅客等の損害賠償措置（公示1.（10））
 - 法令遵守（公示1.（9））
 - 法人の場合、定款・登記簿・貸借対照表 などを添付
- ※「公示」はH13.12.25九運公福第39号（一般乗合旅客自動車運送事業の許可及び認可等の申請に関する審査基準）

『路線』と『運行系統』とは

○路線は、バス等が運行できる「道路」を指し、運行するには認可が必要です。

○運行系統は、運行の「経路」を指し、認可を受けていない路線上には設定できません。



各態様の特徴に関する一覧表

一般乗合旅客自動車運送事業の態様別（則第3条の3）の概要

項目	路線定期運行	路線不定期運行	区域運行
路線の有無	路線を定めて運行 ※1		路線を定めずに運行
運行形態	定時運行	需要に応じて運行 (時刻不定又は完全予約制につき定時には運行しない)	需要に応じて運行 (時刻不定又は路線不定につき定時には運行しない)
利用者	利用者なしでも運行	利用者があれば運行（利用者がいない場合には運行しない）	
道交法上の駐停車	停留所においては道交法第44条（駐停車禁止区域）で例外が認められている ※他者の停留所を使用する場合には使用承諾が必要	道交法第44条により路線定期運行・特定旅客運送の停留所には駐停車できない（運行時間中） ※路線定期のバス停ではない主要施設構内確保を促す	
バリアフリー法※3	適用 (必要に応じて適用除外認定)	適用外	
公安委員会への意見聴取 ※4	必要		不要
道路管理上の意見聴取 ※5	必要		不要
具体的事例	・一般路線バス ・定期コミュニティバス ・定時乗合タクシー ・定期観光バス 等	・路線を定めた完全予約制の乗合タクシー ・観光需要対応型タクシー 等	・デマンド型乗合タクシー（過疎地、団地、観光、空港等に対応）

※1. 乗合の基本は路線定期運行であり、路線不定期運行及び区域運行については、地域公共交通会議等で協議が調っている必要がある（明らかに路線定期運行との整合性をとる必要がないものを除く）

※2. 路線の一部をコールポスト等によりデマンド運行する場合も路線定期運行とみなす

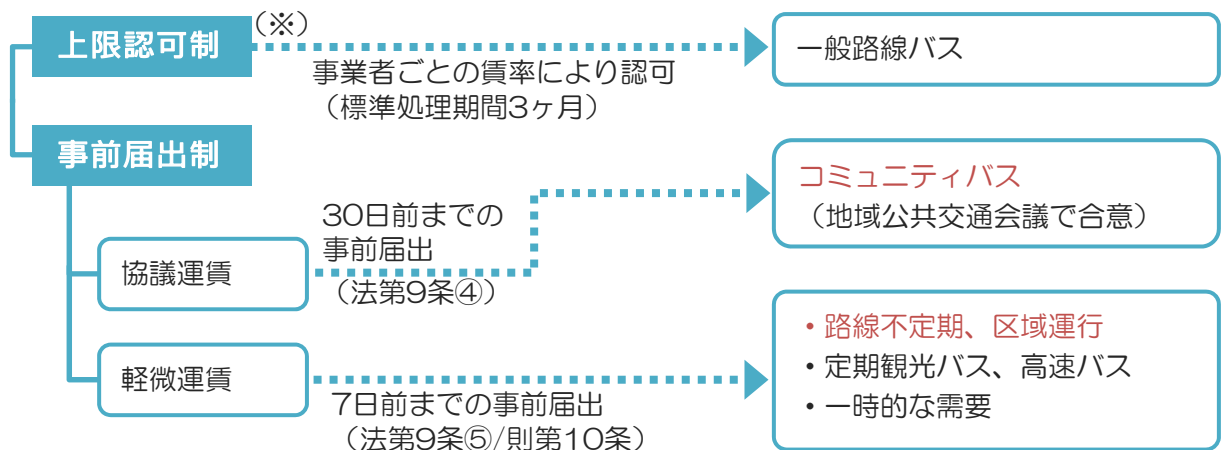
※3. バリアフリー法を適用外とするため意図的に路線不定期運行や区域運行にすることのないよう運行形態をよく見極めること

※4. 交通安全上の意見照会は、公共交通会議で協議が整っている場合（構成員に公安委員会が入っているとき）又は使用車両の定員が10人以下の場合は省略が可能

※5. 地域公共交通会議等の構成員に「公安委員会（地元警察署）」及び「道路管理者」が含まれている場合は、後の申請手続きを円滑に進めるために意見照会について早期回答をもらえるよう協力を依頼

運賃・料金の設定（運行態様別）

○運賃等の設定に際しては、**運行態様別に認可・届出が必要**です。それぞれの態様において標準処理期間などを考慮したうえで、必要な処置を講じる必要があります。



○「地域公共交通会議」での協議を行った場合に、運賃の設定・変更等に関する手続きを簡素化する特例措置が設けられており、運行態様別には以下のような内容となっています。

	路線定期運行	路線不定期運行	区域運行
地域公共交通会議で協議されない場合	上限認可 法第9条① 届出 法第9条⑤ 則第10条 ①定期観光運送 ②高速バス運送 ③一時的需要のための限定運送 ④その他大臣が認めた運送	届出 法第9条⑤ 則第10条 上限認可 則第10条 地域住民の生活における当該事業の必要性を勘案して大臣が認めた運送	届出 法第9条⑤ 則第10条
地域公共交通会議で合意が得られた場合	届出 法第9条④	届出 法第9条④	届出 法第9条④
※地域における需要に応じ当該地域の住民の生活に必要な旅客輸送の確保、その他の旅客の利便の増進を図るために乗合運送を行う場合において、 <u>地域公共交通会議で合意しているときは届出による柔軟な運賃・料金が設定可能となっている</u>			

4 事業実施に向けた申請

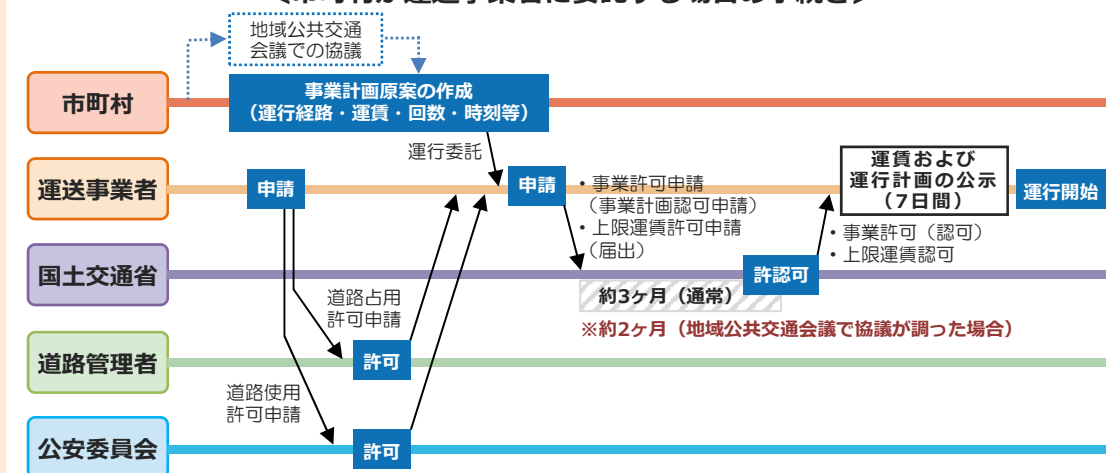
地域公共交通の導入に係る手続きのながれ

○乗合バス等を導入する際、必要な許可手続きのながれは以下のとおりです。なお、道路上にバス停を設置する際の道路使用許可・道路占用許可の申請、運行委託を行う場合の事業者の選定や調整など、申請に加えて必要となる手続きの必要期間も考慮してスケジュールを作成しましょう。

「乗合」のバス・タクシーを運行するための手続き（法第4条による許可）

- 有償で「乗合」のバス・タクシーを運行する場合には、運行主体により道路運送法上の許可手続きを行う必要があり、事業計画・運行計画を作成して国に申請します。
- 許可手続きの前に、道路管理者・公安委員会等への許可申請、運行を委託する事業者の選定や調整が必要であり、申請後はその処理期間や公示に掛かる期間等の余裕を確保しましょう。

【市町村が運送事業者に委託する場合の手続き】



〈参考〉補助金の交付申請に係るながれと年間スケジュール

○地域公共交通確保維持改善事業などの補助金活用を考えている場合は、下記の補助金の交付申請に係る期間にも考慮が必要です。

補助金の交付を申請するための手続き（地域公共交通確保維持改善事業）

○地域公共交通確保維持改善事業の補助金交付を受ける場合は、事前に「生活交通確保維持改善計画」等の認定申請を行う必要があります。なお、補助金の交付（振込）は、事業年度終了後に事業評価を実施した後になります（事業年度は当年10月1日～翌年9月30日）。

【補助金交付までの流れとスケジュール】



※スケジュールは年度によって変更になる場合があります

地域公共交通会議の活用

- 地域公共交通会議等の協議により、**手続きの弾力化や簡素化の特例措置**が設けられています。
- 例えば、事業の許可には通常約3ヶ月かかりますが、「地域公共交通会議」で協議が調った場合については概ね2ヶ月で許可となります（具体的な処理期間は本書P15を参照）。

地域公共交通会議（則第9条の3）

〈目的〉

- 地域の実情に応じた乗合旅客運送の方法、運賃・料金、市町村有償運送の必要性・対価などを地域の関係者で協議。
- 地域全体で整合性のとれたネットワークの構築に向けた交通計画を策定。
- 輸送の安全・旅客の利便確保策などを検討。

〈主宰者〉

- 市町村又は都道府県（※自主的な判断によって設置）

〈構成員〉

- 市町村又は都道府県、旅客自動車運送事業者（又はその団体）、住民代表、利用者代表、運輸局（又は支局）、運転者が組織する団体、（道路管理者、都道府県警、学識経験者等）

地域公共交通会議等の協議結果に基づき、道路運送法上の手続きを行う場合には、以下のような手続きの弾力化・簡素化の特例措置が設けられています。

- 1** 運賃・料金の設定、変更に係る手続きの簡素化（法第9条④）
協議が調っている場合は届出をもって足りるとされています。
- 2** 路線の廃止又は休止の届出時期の短縮（法第15条の2②）
協議を調えることによって、届出時期が6ヶ月前から30日前までに短縮されます。
- 3** 路線不定期運行又は区域運行の実施に係る弾力化（H13.12.25九運公福第39号）
協議を調えることによって、当該運行の実施が可能になります。
- 4** 使用する車両の弾力化（H13.12.25九運公福第39号）
協議を調えることによって、乗車定員11人未満の車両で運行をすることが可能になります。
- 5** 最低車両数の弾力化（H13.12.25九運公福第39号）
協議を調えることによって、営業所ごとに配置する最低車両数の基準（常用5両＋予備1両）が緩和されます。 ※予備車が不要となるものではない
- 6** 車両を他の旅客自動車運送事業と併用することの特例（H18.9.27国自総第322号他）
協議を調えることによって、他の旅客自動車運送事業と車両を併用する事が可能になります。
- 7** 行政処分等により事業計画変更(拡大)が制限されている場合の特例(H13.12.25九運公福第39号)
協議を調えることによって弾力化が図られます。ただし、新規許可申請には適用されません。
- 8** 処理期間の短縮（H14.1.18九運公福第45号）
協議を調えることによって、路線の延長、停留所の新設、路線に配置する車両の最大値の変更などに係る処理期間が短縮されます。
- 9** 公安委員会の意見を聴取することの簡素化（H18.9.15国自旅第162号）
路線を所管する公安委員会（警察）が委員として参画し、協議を調えることによって、交通保安上の意見照会が省略されます。
- 10** バリアフリー基準の適用除外（省令※ 第43条）
地域の同意、自治体からの要請等により、小型コミュニティバスの車両構造要件等の適用除外認定を受ける事が可能となります（乗車定員11人以上23人以下、総重量5トン以下）
※省令…移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令

公共交通について協議する“場”とその種類

○地域公共交通について協議する“場”としては、以下のような法律に基づく検討組織などがあります。それぞれの組織の目的は異なっていますが、構成員の要件は共通する部分が多いことから、**一つの組織で複数の会議等の役割を兼ねることが可能**です。

○なお、下記以外に、「地域公共交通確保維持改善事業」に関する議論や計画の策定などを行う旨補助金交付要綱で定められた協議会などもあります。

	法定協議会	地域公共交通会議	運営協議会
目的	● 地域公共交通網形成計画の策定および実施に関して必要な事項を協議	● 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様および運賃・料金等に関する事項、市町村運営有償運送の必要性および旅客から収受する対価に関する事項、その他これらに関して必要となる事項の協議 ● 地域の交通計画を作成(任意)	● 公共交通空白地有償運送および福祉有償運送の必要性、旅客から収受する対価その他の自家用有償旅客運送を実施するにあたり必要となる事項の協議
根拠法	● 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(第6条)	● 道路運送法施行規則(第9条の3)	● 道路運送法施行規則(第51条の8)
協議が調った場合(メリット)	● 地域公共交通網形成計画の作成 ● 同計画実施への許認可手続きの簡素化 ● 地方債起債等の特例措置	● コミュニティバス・乗合タクシーの許可等に関する特例の適用	● 自家用車での公共交通空白地有償運送および福祉有償運送の運行実施が可能 ● 自家用車の有償旅客運送の登録、運行が可能
対象交通モード	● 鉄道、軌道、バス、タクシー、旅客船等の多様なモード	● 乗合バス・乗合タクシー ● 自家用有償旅客運送(市町村運営有償運送)	● 自家用有償旅客運送(NPO等による公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送)
構成員	● 地域公共交通網形成計画を作成しようとする地方公共団体 ● 関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通網形成計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者 ● 関係する公安委員会および地域公共交通の利用者、学識経験者その他の当該地方公共団体が必要と認める者	● 地域公共交通会議を主宰する地方公共団体の長 ● 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者およびその組織する団体 ● 住民または旅客 ● 地方運輸局長 ● 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体 【必要に応じて】 ● 路線を定めて行う一般乗合旅客自動車運送事業または第49条①に規定する市町村運営有償運送について協議を行う場合には、道路管理者および都道府県警察 ● 学識経験を有する者その他の地域公共交通会議の運営上必要と認められる者	● 運営協議会を主宰する地方公共団体の長 ● 一般旅客自動車運送事業者およびその組織する団体 ● 住民または旅客 ● 地方運輸局長 ● 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体 ● 運営協議会を主宰する地方公共団体の長が管轄する区域内において現に公共交通空白地有償運送または福祉有償運送を行っている特定非営利活動法人等 【必要に応じて】 ● 学識経験を有する者その他の運営協議会の運営上必要と認められる者
参加是非	● 応諾義務あり	● 応諾義務なし	● 応諾義務なし
協議結果	● 協議会参加者の尊重義務あり	● 法律上規定なし	● 法律上規定なし
事業実施	● 行える(地域公共交通確保維持改善事業)	● 行えない	● 行えない

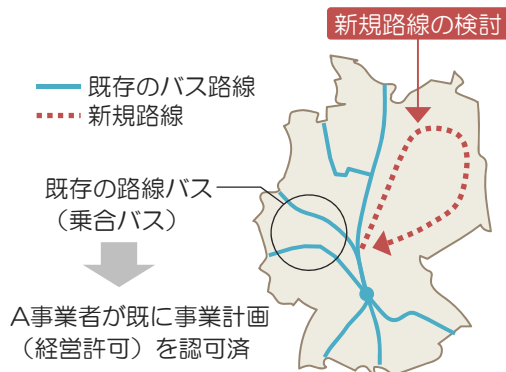
〈申請を行う際の代表的な具体例〉

既存の路線網を一部見直し、継続的に支援したいときの例

○最も一般的な路線定期運行（事業計画変更）を例にとって、申請・運行のながれを解説します。
（一般乗合旅客自動車運送事業）

ケース：既存の路線網を見直し、新規路線を導入

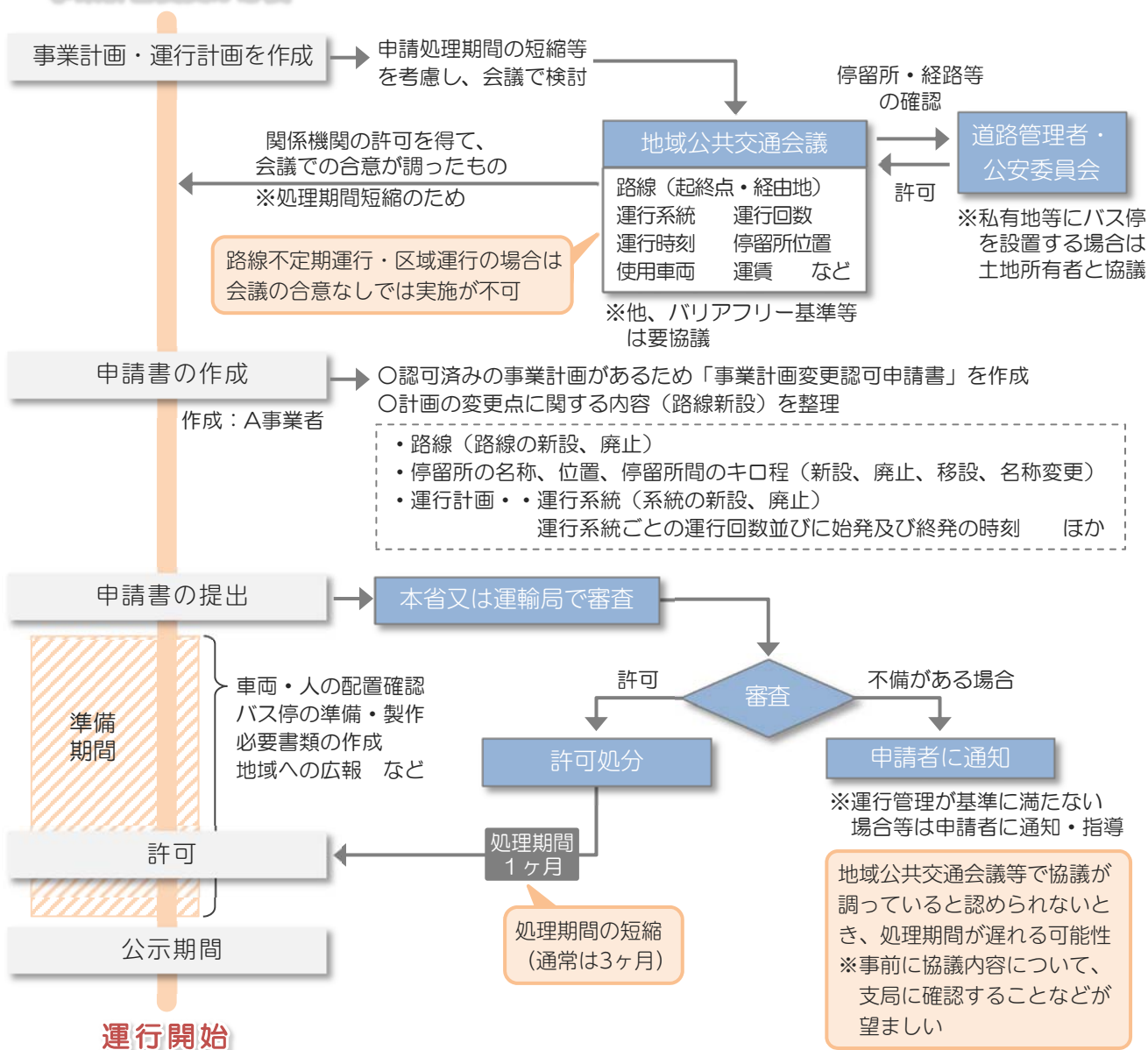
- 地域内にはA事業者が運行する既存のバス路線が形成
- 住民のほとんどはバス路線沿線に居住するが、北東部に一部バス路線から離れる居住地（公共交通空白地）が存在
- 当該地域の住民から、運行の必要性・要望が提起



A事業者による運行を前提に「新規路線の導入」を計画

道路運送法上の申請・許可のながれ（事業計画の変更）

事業計画変更が必要 → 「路線新設」となるため、A事業者による事業計画の変更が必要



〈参考〉申請書の記入例（路線定期運行）

本書
P27～
参照

記入例 事業計画変更（路線延長）認可申請書

○申請者 運行事業者（一般乗合旅客自動車運送事業） ※具体的な記入例は巻末を参照

○提出先 九州運輸局 各県支局

○記載項目

- ・氏名又は名称、住所
- ・事業の種類
- ・延長をしようとする路線（起点・終点、キロ程、道路幅員、道路種別、道路管理者）
- ・事業計画（営業所、車庫、自動車、停留所等）
- ・路線延長を必要とする理由
- ・運行開始予定日
- ・添付書類（見取図、路線図、系統図、時刻、運賃等）

平成〇〇年〇〇月〇〇日

九州運輸局長
□ □ □ □ 殿

住 所 〇〇県〇〇市〇〇丁目1番1号
氏名又は名称 〇〇株式会社
代表者氏名 代表取締役 〇 〇 〇 〇

一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画（路線延長）認可申請書

このたび、次のとおり、一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画変更（路線延長）を行いたく、道路運送法第15条ならびに同法施行規則14条の規定により、関係書類を添えて申請いたします。

1. 名称および住所

〇〇株式会社
〇〇県〇〇市〇〇丁目1番1号

2. 事業の種類

一般乗合旅客自動車運送事業

参考

『軽微変更』の取扱い（下記はそれぞれ届出のみでよい）

- 事業用自動車の数の変更等・・・7日前までにあらかじめ届出 ※車庫能力の増加を伴うものを除く
- 営業所の位置・名称の変更・・・変更日から遅滞なく届出

手続きに要する期間（協議による期間の短縮）

○事業計画などの申請手続きに関する標準的な処理期間は以下のとおりです。事前審査時の修正や許認可後の公示等に要する時間を考慮した余裕のあるスケジュールを確保しましょう。

○地域公共交通会議等において協議が整ったときは、路線の延長、停留所の新設、路線に配置する車両の最大値の変更などに係る処理期間が短縮されます。

変更事項		手続区分	標準処理期間又は 実施予定日までの届出期限	協議運賃 設定・変更
共通	事業の経営	許可	3ヶ月（2ヶ月）	同時
路線定期	事業計画	路線の新設	認可	3ヶ月（1ヶ月）
		路線の新設（軽微な事案）	認可	2ヶ月（1ヶ月）
		路線の休止・廃止	届出	6ヶ月前
		路線の休止・廃止 （利用者利便を阻害しない場合）	届出	30日前
		車庫の位置、収容能力	認可	2ヶ月（1ヶ月）
		車両の大きさ（最大寸法）	認可	2ヶ月（1ヶ月）
		車両数	届出	7日前
		停留所の名称及び位置	届出	遅滞なく
		停留所の名称及び位置 （運賃の変更を伴う場合）	届出	30日前
		運行系統	届出	30日前
	運行計画	運行系統（運賃設定・変更不要の場合）	届出	30日前
		運行回数	届出	30日前
		運行時刻（ダイヤ）	届出	30日前
		臨時便	届出	7日前
路線不定期	事業計画	路線の新設	認可	3ヶ月（1ヶ月）
		路線の新設（軽微な事案）	認可	2ヶ月（1ヶ月）
		路線の廃止	認可	2ヶ月（30日前）
		車庫の位置、収容能力	認可	2ヶ月（1ヶ月）
		車両の大きさ（最大寸法）	認可	2ヶ月（1ヶ月）
		車両数	届出	7日前
		乗降地点の名称及び位置	届出	遅滞なく
		乗降地点の名称及び位置 （運賃の変更を伴う場合）	届出	30日前
		運行系統	届出	30日前
		運行系統（運賃設定・変更不要の場合）	届出	あらかじめ （遅くとも7日前）
		発車時刻、到着時刻	届出	あらかじめ （遅くとも7日前）
区域	事業計画	営業区域	認可	2ヶ月（1ヶ月）
		営業区域の廃止	認可	2ヶ月（30日前）
		車庫の位置、収容能力	認可	2ヶ月（1ヶ月）
		車両数	届出	7日前
		運送の区間	届出	30日前
		運送の区間（運賃設定・変更不要の場合）	届出	あらかじめ （遅くとも7日前）
		発車時刻、到着時刻、運行間隔時間	届出	あらかじめ （遅くとも7日前）

※標準処理期間のカッコ内は地域公共交通会議で協議が調った事案の処理期間

5 安全に係る事業者の責務（安全管理体制・運行管理）

運行管理者の選任・運行管理体制の整備

○一般旅客運送事業者は、安全の確保に関する業務を行わせるため、運行管理者を選任し、運行の安全に関する業務全般を行わせています。

運行管理者の選任

○一般旅客運送事業者は、事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務を行わせるため運行管理者を選任し、遅滞なく届出なければならない（法第23条①③・運則第68条）。

○運則第47条の9・「解釈・運用」：事業種別ごとに必要な運行管理者数が規定されており、複数になる場合は統括運行管理者の選任が必要（運則第47条の9②）

〈営業所における保有車両数に対する運行管理者の必要人数〉

※H29.12.1以降に関して

種別	車両数	運行管理者数	
一般乗合	39両まで	1名	〈一般乗合〉 乗車定員11人以上であれば、1両～39両で1名必要 ※乗車定員10人以下の車両が5両～39両であれば1名必要 以降40両ごとに1名増
	40両～59両	2名	
	60両～79両	3名	
一般貸切	39両まで	2名	〈一般貸切〉 39両まで2名必要 ※4両以下の場合、1名となる例外措置あり 以降20両ごとに1名増（100両以上は30両ごとに1名増）
	40両～59両	3名	
	60両～79両	4名	
一般乗用	39両まで	1名	〈一般乗用〉 5両～39両であれば1名必要、以降40両ごとに1名増
	40両～59両	2名	
	60両～79両	3名	

○運行管理者は、運行管理者資格者証の交付を受けている者のうちから選任する（法第23条①）。

〈運行管理者資格者証の交付要件（法第23条の2）〉

①運行管理者試験に合格した者

（受験資格）

1年以上の実務経験（運則第48条の12①）を有する者、または大臣認定基礎講習を受講した者

②省令で定める一定の実務経験その他の要件を備える者（運則第48条の5・「解釈・運用」）

5年以上の実務経験を有し、大臣認定講習を計5回以上受講した者

※一般貸切旅客自動車運送事業除く

運行管理者の業務

○運行管理者の業務は、運行の安全に関する業務全般にわたる。

- ・運行に関する運転者への指示等
- ・異常気象時の措置
- ・運転者の確保、過労防止措置、運転者教育等
- ・乗務員台帳、乗務記録
- 〈運転者の条件〉運転免許（二種免許）を保有するもの
- 旅客運送事業者は、以下の者を運転者として選任してはならない。
 - ▶日雇労働者、2月以内の雇用期間の者、試用期間中の者 等
- ・服務規律の作成、運転者の指導監督
- ・点呼等（酒気帯び、疾病、疲労の有無など）（運則第24条）

〈運行管理等に際して事業者が守るべき他の法律・規定など〉

- 旅客自動車運送事業運輸規則
- 道路運送車両法
- 道路運送車両の保安基準
- 旅客自動車運送事業等報告規則
- 自動車事故報告規則
- 自動車の点検及び整備に関する手引
- 旅客自動車運送事業用自動車の運転者の要件に関する政令
- など

6 自家用自動車による有償運送

『自家用有償旅客運送』の種類

- “**自家用自動車（白ナンバー）による有償輸送**”は原則として禁止されていますが、バスやタクシー事業によって十分な輸送サービスが提供されず、地域の交通や移動制約者の輸送が確保されていない場合に、市町村やNPO等の有償運送を認める『**自家用有償旅客運送**』の登録制度が平成18年に創設されました。あくまでも例外規定であることに留意する必要があり、運送事業者が対応できない場合で、かつ地域公共交通会議等の合意があったときのみ実施が可能となります。

自家用自動車による有償運送の取扱い（法第78条）

自家用自動車は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。

①災害のため緊急を要するとき

②市町村、特定非営利活動法人が道路運送法上の規定により旅客の運送を行うとき

③公共の福祉を確保するためやむを得ない場合に、国土交通大臣の許可を受けて行うとき
（幼稚園・学校等が自ら行う送迎、訪問介護員等の自家用自動車による利用者の輸送）

本書
P21
参照

市町村運営有償運送（則第49条①）

市町村による運送
（地域公共交通会議の合意がある場合のみ）

○バス等の公共交通が不在、またはバス等の公共交通のみでは住民の十分な輸送の確保が困難と認められる場合に、地域住民の生活に必要な旅客輸送確保のため、市町村が運送を行うもの

① 交通空白輸送

交通空白地域において、地域住民の生活に必要な輸送の確保が困難な場合、市町村が自ら行う輸送サービス

態様：乗合制 車両：定員11人以上（バス等）も可

旅客：市町村の住民とその親族、当該市町村に日常の用務を有する者

②市町村福祉輸送

地域住民のうち会員登録を行った身体障害者等に対する外出の支援のために市町村が自ら行う輸送サービス（原則、個別輸送）

態様：会員登録制 車両：定員10人以下（福祉自動車など）

旅客：市町村の住民のうち、会員登録を行った身体障害者等

公共交通空白地有償運送（則第49条②）

特定非営利活動法人による運送
（運営協議会の合意がある場合のみ）

○タクシー等の公共交通のみでは交通空白地における住民等の十分な輸送の確保が困難と認められる場合に、それらを補完するための手段として、NPO法人等が行う輸送サービス

態様：会員登録制

車両：定員11人以上も可

旅客：過疎地域等の住民とその親族、当該地域内の施設を利用する者、当該地域に日常の用務を有する者

福祉有償運送（則第49条③）

○タクシー等の公共交通の利用が困難で、他人の介助なしで移動が困難と認められる会員登録を行ったものに対して、外出の支援のためにNPO法人等が行う輸送サービス

態様：会員登録制

車両：定員10人以下

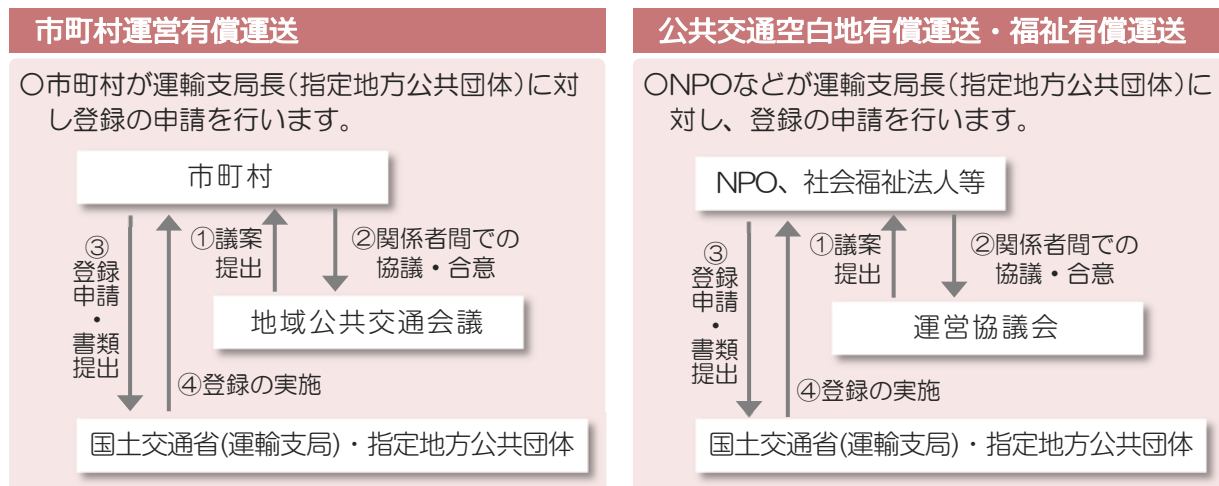
旅客：タクシー等の公共交通の利用が困難で、他人の介助なしで移動が困難と認められる者（対象とする身体状況等は運営協議会で確認）

※「市町村運営有償運①交通空白輸送」・「公共交通空白地有償運送」は、市町村長が認めた場合に限り、来訪者・滞在者や会員以外も利用可能（則第49条②）

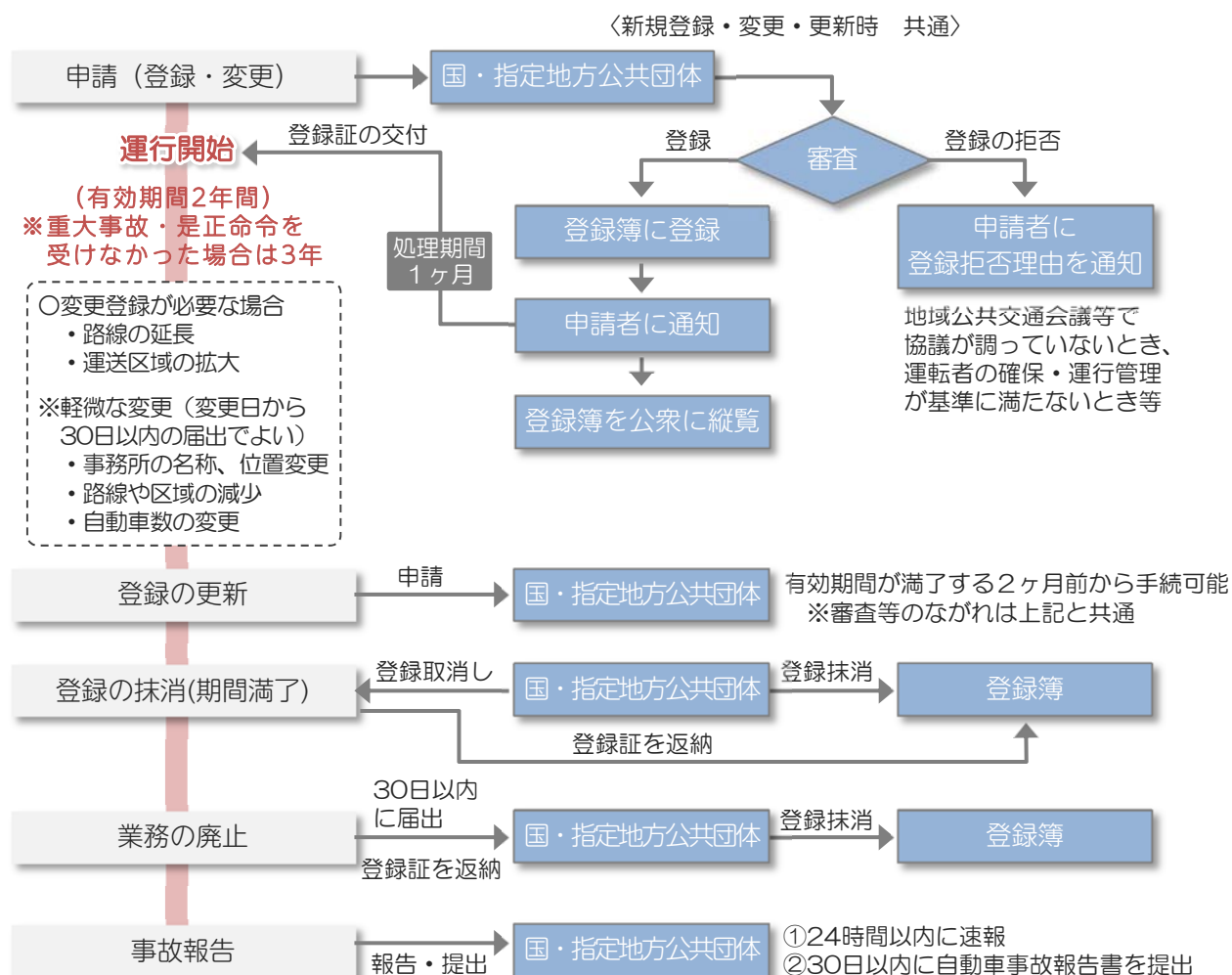
自家用有償旅客運送の登録（法第79条）

○自家用有償旅客運送の実施にあたっては、**地域公共交通会議または運営協議会において合意が調った上**で、国土交通大臣の登録を受ける必要があります。登録を受けた場合、輸送の安全確保及び利用者の保護のため、国土交通大臣による指導・監督が実施されます。

地域関係者間での協議・合意（則第9条の3/則第51条の8）



登録・更新・軽微な変更・廃止のながれ（そのほか事故報告）



『有償』の定義について

○現在、自家用自動車による移送（家族・友人等での乗り合わせ、旅館・ホテルやレンタカー会社等による利用者の無料送迎など）は数多く存在しますが、下記の旅客自動車運送事業の要件すべてに該当する場合は道路運送法に基づく許可を受ける必要があります。

道路運送法による規定（旅客自動車運送事業の定義 法第2条③）

- ①他人の需要に応じるものであること
- ②有償であること
- ③自動車を使用したものであること
- ④旅客を輸送するものであること

「運送」に
対価が生じる
ものは原則
許可が必要

個々の運送行為が許可等を必要とするか否かは、最終的に個別・総合的に判断されます。以下は、許可を要しない例外措置の一例です。

道路運送法による登録又は許可を要しない例外的措置

サービスの提供を受けた者からの給付が「好意に対する任意の謝礼」と認められるとき

○運送者から対価の支払いを求めた、事前に対価の支払いが合意されていたなどの事実がなく、あくまでも自発的に謝礼の趣旨で金銭が支払われた場合は有償と観念されず許可等が不要

自発的な
支払い

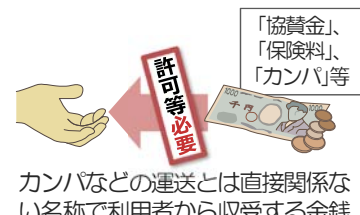
ただし、以下の場合は有償であるとみなされ許可等を要することとなります。

料金表	大人	小人
～5km	200	100
5～10km	300	150
10～15km	400	200

予め運賃表などを定め、
金銭の収受が行われる場合



会費として收受され、運送の提供と会費の負担に密接な関係が認められる場合



カンパなどの運送とは直接関係ない名称で利用者から収受する金銭で、運送行為に対する反対給付と認められる場合

金銭的な価値の換算が困難、または流通性の乏しい財物などにより給付がなされるとき

- 日頃の移送の御礼として、自宅で取れた野菜を定期的に手渡す場合
- 地域通貨の一種で、例えば運送の協力者に1時間1点と点数化して積立て、積み立てた点数を運送等のサービスに利用できる等、組織内部のボランティアサービスの提供を行う場合



ただし、以下の場合は有償であるとみなされ許可等を要することとなります。

- 流通性、換金性が高い財産的価値を有する金券や、希少価値を有する財物等の収受
- 地域通貨は、有料で点数を購入して貰うなど、対象サービス内容、流通範囲、交換可能な財などに応じて、許可等が必要となるケースがあります。



(『有償』の定義についての続き)

ボランティア運送で、実際の運送に係るガソリン代、有料道路使用料、駐車場代のみを収受するとき



ガソリン代の算出にあたって

登録又は許可が不要として認められるのは、実際の運行に要するガソリン代(乗車中とはもとより、乗降場所と車庫等の回送区間に係るものを含む)であり、ガソリン代相当額ではありません。地域のガソリン代の単価や使用車両の燃費、走行距離等により、具体的に客観的に算出する必要があります。

市町村の公共サービスを受けたものが対価を負担しておらず、反対給付が特定されないとき

- 市町村の事業として、市町村の保有車両により送迎が実施され、それらの費用が全額市町村によって賄われ利用者からは一切の負担を求めない場合



※利用者の所有する自動車を使用して送迎を行う場合は、単に他人の自動車の運転を任されただけであり、運転者に対して対価が支払われたとしても、それらは運転役務の提供に対する報酬であって送迎の対価とはなりません。よって、許可等は要しません。

注) 役務提供の態様等によっては、[自動車運転代行業](#)や[労働者派遣業](#)と看做されることもあります。

- デイサービス、授産施設、障がい者のための作業所等を経営する者が、自己の施設の利用を目的とする通所、送迎を行う場合であって、送迎に係るコスト(ガソリン代等の実費も含む。)を利用者個々から収受しない場合にあっては、当該送迎は自己の生業と密接不可分な輸送と解され、許可等は要しません。



ただし、以下の場合には有償であるとみなされ許可等を要することとなります。

許可等必要

実費や運賃

運送者から利用者にガソリン代等と称して実費や運賃を要求する場合

許可等必要

委託者・第三者が対価を負担し、利用者の負担が一切なくても

施設等からの委託契約を受けて当該施設までの運送を行う場合

許可等必要

介護保険給付

訪問介護事業所が行う要介護者の運送(介護保険給付が適用される場合)

- 子供の預かりや家事・身辺援助の提供が中心となるサービスを提供するものであって、運送に対する固有の対価(ガソリン代等の実費も含む。)の負担を求めないものである場合は、当該送迎サービスの提供は有償の運送とは解さず、許可等は要しません。



ただし、以下の場合には有償であるとみなされ許可等を要することとなります。

許可等必要

送迎付き・・・	12,000円
送迎無し・・・	10,000円

運送を行う場合と行わない場合とで料金が異なる

許可等必要

送迎付き・・・	マッサージ無し
送迎無し・・・	マッサージ有り

送迎を利用する者と利用しない者との間のサービスに差を設ける

許可等必要

請求書	
施設料	10,000
食事代	4,000
送迎料	2,000
合計	16,000

運送に対する反対給付が特定される

自家用有償旅客運送の例外許可

○自家用有償旅客運送は登録制での実施が原則となります。ただし、公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、地域又は期間を限定して運送の用に供するときは例外的に許可を受けて運送することができることとされています。

（法第78条第3号・申請書記載事項は則第50条）

スクールバス（通学・通園に係る自家用有償旅客運送）

○幼稚園等が自ら保有する自動車で、その幼児等を自ら有償で運送することは許可を受けて実施することができます。

〈通達〉・通学通園に係る自家用自動車の有償運送の取扱いについて（自旅第101号）

- 〈対象の条件〉・学校教育法第1条に規定される幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校等
※高等学校、大学等は含まれない
・学校教育法第134条に規定される各種学校（上記と同等年齢であるもの）
※外国人学校等が該当する
・児童福祉法に規定される保育所等の児童福祉施設

〈対価の条件〉・利用者の負担額が実費程度であること

訪問介護員等の自家用自動車による利用者の輸送

○タクシー事業（いわゆる介護タクシー）の許可を受けている訪問介護事業所や居宅介護事業所が、その事業所に所属する介護員等の自家用車を使用して介護報酬を受ける輸送をすることは、許可を受けて実施することができます。

※介護事業所のタクシー事業許可に付随することから「ぶらさがり許可」と呼ばれています。

〈通達〉・一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）の許可等の取扱いについて（国自旅第169号）

- ・訪問介護事業所等の指定を受けた一般乗用旅客自動車運送事業者（特定旅客自動車運送事業者を含む）が遵守すべき運行管理業務について（国自旅第171号）

自家用有償旅客運送者の安全確保義務

○自家用有償旅客運送においても、輸送の安全の確保は最大の使命であり、安全対策及び事故防止の徹底が図られるよう、安全確保義務が課せられています。

一般原則（法第79条の9①）

自家用有償旅客運送者は、運転者の乗務管理・運行管理、自動車への当該自動車である旨の表示その他の旅客に対する適切な情報の提供、輸送の安全及び旅客の利便の確保のために必要な事項を遵守しなければならない。

（自家用有償旅客運送者の安全確保義務の続き）

運転者の要件（則第51条の16）

- 「第二種運転免許」が有効な者、又は「第一種免許+大臣認定講習修了者」
※大臣認定講習実施機関：全国に認定機関がある(国交省HP参照)講習後に修了証が交付
- 福祉車両を使用せず福祉輸送を行う場合は、運転者又は乗務員が介護福祉士等の必要がある。
- 重大事故を起こした場合の適性診断の実施（則第51条の16②）

運行管理体制の整備（則第51条の17①）

- 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車の運行管理の責任者の選任その他運行管理の体制の整備を行わなければならない。

運行管理の責任者の選任（則第51条の17②）

- 運行管理責任者の選任は、下記のいずれかに該当する規模の事務所は必要となる。

- 〈要件〉・定員11人以上の自動車を運行する事務所
- ・10人以下の自動車を5両以上運行する事務所
- ※選任する人数は、原則として「自動車数÷20+1」で届出は必要ない

運行管理の責任者の要件（則第15条の17②）

- 運行管理の責任者の要件は、下記のいずれかに該当する者を選任する必要がある。

- 〈要件〉・運行管理者（法第23条①）
- ・運行管理者試験の受験資格（運則第48条の12）を有する者
- ・道路交通法施行規則第9条の9①の要件を備える者（安全運転管理者）
- ※一般旅客運送で義務付けられている運行管理者に対する法定講習の受講は必要ない

安全確認・乗務記録・運転者台帳の整備

- 安全確認（則第51条の18①）・・・運転者への疾病・疲労・飲酒等の確認
- 乗務記録（則第51条の18①）・・・安全確認を行った内容の記録の保存（1年間）
- 運転者台帳（則第51条の19）・・・運転者ごとに作成し、事務所に備え付ける

整備管理の責任者の選任（則第51条の20）

- 自家用有償旅客運送者は整備管理の責任者の選任・自動車の点検・整備を適切に実施しなければならない。
- ※道路運送車両法に規定する整備管理者ではない。届出の必要はなく、資格・研修受講等も必要ない。ただし、道路運送車両法により、自家用車であっても整備管理者が必要となる場合があるので注意が必要である。
- ※マイクロバス（定員11～29人）の場合は2台以上で必要
- ※小型車（乗車定員10人以下で車両総重量8t未満で、自家用自動車有償貸渡（レンタカー）に係るもの）の場合は10台以上で必要
- ※小型車（乗車定員10人以下で車両総重量8t以上）の場合は5台以上で必要

事故の対応（責任者・報告・賠償措置）

- 事故対応責任者の選任・事故の記録（則第51条の21）
- 重大事故の報告（法第79条の10）
転覆・火災その他省令で定める重大な事故を起こした時は、遅滞なく届出なければならない。
※自動車事故報告規則の適用（本書P18 事故報告）
- 損害賠償措置（則第51条の22）
損害賠償限度額が対人8000万円、対物200万円以上であること、自家用有償旅客運送者の法令違反が原因の事故について免責となっていないこと等

取組事例紹介 『客貨混載』

『客貨混載』 についての法律上の取扱い

○道路運送法では、『**一般乗合旅客運送事業者による少量貨物の運送**』が認められており、バス路線網の維持や物流の効率化などに寄与する方策の一つとなっています。

一般乗合旅客運送事業者による少量貨物の運送（法第82条①）

法第82条①において「一般乗合旅客自動車運送事業者は、旅客の運送に付随して少量の郵便物、新聞紙その他の貨物を運送することができる」とされ、過疎化や高齢化が進む中山間地域の地域住民の生活サービス向上などを目的に、九州内各地で取組まれています。



写真：各社ホームページ、協議会資料

『自家用有償旅客運送者の客貨混載』 についての取扱い

○上記のほか、他の法律（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律、地域再生法）や通達において、『**自家用有償旅客運送者による少量貨物の運送**』が可能とされています。

参考

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律による特例（第27条の6②）

○地域公共交通再編実施計画の認定を受けた場合、当該計画に定められた地域公共交通再編事業に係る自家用有償旅客運送者は、少量貨物の運送が可能とされています。

参考

地域再生法による特例（第17条の13①）

○まち・ひと・しごと創生総合戦略に係る事業が記載された地域再生計画の認定を受けた場合、当該計画の地域再生拠点区域内の自家用有償旅客運送者は、少量貨物の運送が可能とされています。

参考

自家用有償旅客運送者による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る道路運送法第78条第3号に基づく許可に係る取り扱いについて（国自旅第412号、国自貨第172号）

○少子高齢化や人口減少が進み、貨物や旅客の輸送量が限られている過疎地域等で、既存の貨物自動車運送事業者によっては貨物運送サービスの維持・確保が困難、かつ、地域内の貨物自動車運送事業者の事業運営に支障がない場合に、運輸支局長の許可を受け実施可能とされています。

『客貨混載』とは・・・旅客（ヒト）と貨物（モノ）を同じ車両と一緒に運ぶこと。本来は、法律に基づく事業許可を受けたうえで、旅客・貨物のそれぞれで運送を行う。

法律及び施行規則（抜粋）①

道路運送法	同施行規則
第1章 総則 (目的) 第1条 この法律は、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）と相まって、道路運送事業の運営を適正かつ合理的なものとし、並びに道路運送の分野における利用者の需要の多様化及び高度化に的確に対応したサービスの円滑かつ確実な提供を促進することにより、輸送の安全を確保し、道路運送の利用者の利益の保護及びその利便の増進を図るとともに、道路運送の総合的な発達を図り、もって公共の福祉を増進することを目的とする。	
(定義) 第2条 この法律で「道路運送事業」とは、旅客自動車運送事業、貨物自動車運送事業及び自動車道事業をいう。 2 この法律で「自動車運送事業」とは、旅客自動車運送事業及び貨物自動車運送事業をいう。 3 この法律で「旅客自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業であって、次条に掲げるものをいう。 4 この法律で「貨物自動車運送事業」とは、貨物自動車運送事業法による貨物自動車運送事業をいう。 5 この法律で「自動車道事業」とは、一般自動車道を専ら自動車の交通の用に供する事業をいう。 6 この法律で「自動車」とは、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）による自動車をいう。 7 この法律で「道路」とは、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路及びその他の一般交通の用に供する場所並びに自動車道をいう。 8 この法律で「自動車道」とは、専ら自動車の交通の用に供することを目的として設けられた道で道路法による道路以外のものをいい、「一般自動車道」とは、専用自動車道以外の自動車道をいい、「専用自動車道」とは、自動車運送事業者（自動車運送事業を営業者をいう。以下同じ。）が専らその事業用自動車（自動車運送事業者がその自動車運送事業の用に供する自動車をいう。以下同じ。）の交通の用に供することを目的として設けた道をいう。	(一般乗合旅客自動車運送事業の運行の態様) 第3条の3 法第五条第一項第三号の国土交通省令で定める運行の態様は、次のとおりとする。 - 一 路線定期運行 - 二 路線を定めて不定期に運行する自動車による乗合旅客の運送（以下「路線不定期運行」という。） - 三 前二号に掲げるもの以外の乗合旅客の運送（以下「区域運行」という。）
(種類) 第3条 旅客自動車運送事業の種類は、次に掲げるものとする。 - 一 一般旅客自動車運送事業（特定旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業） - イ 一般乗合旅客自動車運送事業（乗合旅客を運送する一般旅客自動車運送事業） - ロ 一般貸切旅客自動車運送事業（一個の契約により国土交通省令で定める乗車定員以上の自動車を貸し切つて旅客を運送する一般旅客自動車運送事業） - ハ 一般乗用旅客自動車運送事業（一個の契約によりロの国土交通省令で定める乗車定員未満の自動車を貸し切つて旅客を運送する一般旅客自動車運送事業） - 二 特定旅客自動車運送事業（特定の者の需要に応じ、一定の範囲の旅客を運送する旅客自動車運送事業）	(法第3条第一号 ロの乗車定員) 第3条の2 法第三条第一号 ロの国土交通省令で定める乗車定員は、十一人とする。
(一般旅客自動車運送事業の許可) 第4条 一般旅客自動車運送事業を営業しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。 2 一般旅客自動車運送事業の許可は、一般旅客自動車運送事業の種別（前条第一号イからハまでに掲げる一般旅客自動車運送事業の別をいう。以下同じ。）について行う。	
(許可申請) 第5条 一般旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。 - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 - 二 経営しようとする一般旅客自動車運送事業の種別 - 三 路線又は営業区域、営業所の名称及び位置、営業所ごとに配置する事業用自動車の数その他の一般旅客自動車運送事業の種別（一般乗合旅客自動車運送事業にあつては、路線定期運行（路線を定めて定期に運行する自動車による乗合旅客の運送をいう。以下同じ。）その他の国土交通省令で定める運行の態様の別を含む。）ごとに国土交通省令で定める事項に関する事業計画 2 前項の申請書には、事業用自動車の運行管理の体制その他の国土交通省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。 3 国土交通大臣は、申請者に対し、前二項に規定するもののほか、当該申請者の登記事項証明書その他必要な書類の提出を求めることができる。	(一般乗合旅客自動車運送事業の運行の態様) 第3条の3 法第五条第一項第三号の国土交通省令で定める運行の態様は、次のとおりとする。 - 一 路線定期運行 - 二 路線を定めて不定期に運行する自動車による乗合旅客の運送（以下「路線不定期運行」という。） - 三 前二号に掲げるもの以外の乗合旅客の運送（以下「区域運行」という。） (事業計画) 第4条 法第五条第一項第三号の事業計画のうち路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業に係るものには、次に掲げる事項を記載するものとする。 3 法第五条第一項第三号の事業計画のうち路線不定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業に係るものには、次に掲げる事項を記載するものとする。 5 法第五条第一項第三号の事業計画のうち区域運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業に係るものには、次に掲げる事項を記載するものとする。

法律及び施行規則（抜粋）②

道 路 運 送 法	同 施 行 規 則
	（地域公共交通会議の構成員） 第9条の3 地域公共交通会議は、次に掲げる者により構成するものとする。 - 一 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事その他の地方公共団体の長 - 二 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体 - 三 住民又は旅客 - 四 地方運輸局長 - 五 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体 2 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、地域公共交通会議に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。 - 一 路線を定めて行う一般乗合旅客自動車運送事業又は第四十九条第一号に規定する市町村運営有償運送について協議を行う場合には、次に掲げる者 - イ 道路管理者 - ロ 都道府県警察 - 二 学識経験を有する者その他の地域公共交通会議の運営上必要と認められる者
（一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金） 第9条 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者（以下「一般乗合旅客自動車運送事業者」という。）は、旅客の運賃及び料金（旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める運賃及び料金を除く。以下この条、第三十一条第二号、第八十八条の二第一号及び第四号並びに第八十九条第一項第一号において「運賃等」という。）の上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。 4 一般乗合旅客自動車運送事業者が、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、国土交通省令で定めるところにより、地方公共団体、一般乗合旅客自動車運送事業者、住民その他の国土交通省令で定める関係者が当該運送に係る運賃等について合意しているときは、当該一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項及び前項の規定にかかわらず、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。これを変更しようとするときも同様とする。 5 一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項の国土交通省令で定める運賃及び料金を定めようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。	（一般乗合旅客自動車運送事業に係る影響が小さい運賃及び料金の届出） 第10条 法第九条第一項の国土交通省令で定める運賃は、次のとおりとする。 - 一 路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業にあつては、次に掲げる運賃 - イ 定期的に運行する自動車により観光を目的とする乗合旅客を専ら運送するもの（以下「定期観光運送」という。）に係る運賃 - ロ 専ら一の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域を超え、かつ、その長さが概ね五十キロメートル以上の路線において、停車する停留所を限定して運行する自動車により乗合旅客を運送するもの（第十五条の十三第一項において「長距離急行運送」という。）に係る運賃 - ハ 一時的な需要のために地域及び期間を限定して運送するもの運送するもの（第十五条の十三第一項において「臨時運送」という。）に係る運賃その他旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通大臣が認めた運賃 - 二 路線不定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業に係る運賃（地域住民の生活における当該事業の必要性を勘案して国土交通大臣が認めたものを除く。） - 三 区域運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業に係る運賃
（運行計画） 第15条の3 路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者は、運行計画（運行系統、運行回数その他の国土交通省令で定める事項（路線定期運行に係るものに限る。）に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならない。 2 一般乗合旅客自動車運送事業者は、運行計画の変更（次項に規定するものを除く。）をしようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。 3 一般乗合旅客自動車運送事業者は、国土交通省令で定める軽微な事項に関する運行計画の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。	（事業計画の変更の届出等） 第15条 法第十五条第三項の国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げる事業の種別（運行の態様の別を含む。）に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。 - 一 路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業 営業所ごとに配置する事業用自動車の数（自動車庫の収容能力の増加を伴う事業用自動車の数の増加に係るものを除く。以下この項において同じ。）並びにその常用車及び予備車の別の数並びにこれらのうち乗車定員十一人未満の事業用自動車の数（事業用自動車の大きさ又は重量の増加を伴う事項を除く。次号において同じ。） - 二 路線不定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業 営業所ごとに配置する事業用自動車の数及びそのうち乗車定員十一人未満の事業用自動車の数、運行系統並びに発地の発車時刻又は着地の到着時刻 - 三 区域運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業 営業所ごとに配置する事業用自動車の数及びそのうち乗車定員十一人未満の事業用自動車の数、運送の区間並びに発地の発車時刻若しくは着地の到着時刻又は運行間隔時間 - 四 一般貸切旅客自動車運送事業 営業所ごとに配置する事業用自動車の数 - 五 一般乗用旅客自動車運送事業 営業所ごとに配置する事業用自動車の数並びにその種別ごとの数及び国土交通大臣が定める区分ごとの数
（運行管理者） 第23条 一般旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務を行わせるため、国土交通省令で定める営業所ごとに、運行管理者資格証の交付を受けている者のうちから、運行管理者を選任しなければならない。 2 前項の運行管理者の業務の範囲及び運行管理者の選任に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。 3 一般旅客自動車運送事業者は、第一項の規定により運行管理者を選任したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを解任したときも同様とする。	

法律及び施行規則（抜粋）③

道路運送法	同施行規則
（運行管理者等の義務） 第23条の5 運行管理者は、誠実にその業務を行わなければならない。 2 一般旅客自動車運送事業者は、運行管理者に対し、第二十三条第二項の国土交通省令で定める業務を行うため必要な権限を与えなければならない。 3 一般旅客自動車運送事業者は、運行管理者がその業務として行う助言を尊重しなければならない。事業用自動車の運転者その他の従業員は、運行管理者がその業務として行う指導に従わなければならない。	
（運転者の制限） 第25条 一般旅客自動車運送事業者は、年齢、運転の経歴その他政令で定める一定の要件を備える者でなければ、その事業用自動車の運転をさせてはならない。ただし、当該運行が旅客の運送を目的としない場合は、この限りでない。	
（輸送の安全等） 第27条 一般旅客自動車運送事業者は、事業計画（路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者にあつては、事業計画及び運行計画）の遂行に必要な員数の運転者の確保、事業用自動車の運転者がその休憩又は睡眠のために利用することができる施設の整備、事業用自動車の運転者の適切な勤務時間及び乗務時間の設定その他の運行の管理その他事業用自動車の運転者の過労運転を防止するために必要な措置を講じなければならない。	
第5章 自家用自動車の使用 （有償運送） 第78条 自家用自動車（事業用自動車以外の自動車をいう。以下同じ）は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。 - 一 災害のため緊急を要するとき。 - 二 市町村（特別区を含む。以下この号において同じ。）が、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他国土交通省令で定める者が、次条の規定により一の市町村の区域内の住民の運送その他の国土交通省令で定める旅客の運送（以下「自家用有償旅客運送」という。）を行うとき。 - 三 公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定して運送の用に供するとき。	（自家用有償旅客運送） 第49条 法第七十八条第二号の国土交通省令で定める旅客の運送は、次に掲げるものとする。 - 一 市町村が専ら当該市町村の区域内において行う、当該区域内の住民の運送（以下「市町村運営有償運送」という。） - 二 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人又は前条各号に掲げる者（以下「特定非営利活動法人等」という。）が過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域その他の交通が著しく不便な地域において行う、当該地域内の住民、その親族その他当該地域内において日常生活に必要な用務を反復継続して行う者であつて第五十一条の二十五の名簿に記載されている者及びその同伴者の運送（以下「公共交通空白地有償運送」という。） - 三 特定非営利活動法人等が乗車定員十一人未満の自動車を使用して行う、次に掲げる者のうち他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシー（タクシー業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）第二条第一項に規定するタクシーをいう。）その他の公共交通機関を利用することが困難な者（次項第三号において「身体障害者等」という。）であつて第五十一条の二十五の名簿に記載されている者及びその付添人の運送（以下「福祉有償運送」という。） イ 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条に規定する身体障害者 ロ 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第十九条第一項に規定する要介護認定を受けている者 ハ 介護保険法第十九条第二項に規定する要支援認定を受けている者 二 その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者 2 当該区域又は地域の交通が著しく不便であることその他交通手段の確保を図ることが必要な事情があることを当該区域又は地域を管轄する市町村長が認めた場合には、次の各号に掲げる運送を行う者は、それぞれ、当該各号に定める旅客の運送を行うことができる。 - 一 前項第一号に掲げる運送を行う者 当該区域への来訪者又は当該区域の滞在者 - 二 前項第二号に掲げる運送を行う者 当該地域への来訪者又は当該地域の滞在者のうち当該地域内において日常生活に必要な用務を反復継続して行う者でない者（同号の同伴者を除く。） - 三 前項第三号に掲げる運送を行う者 身体障害者等のうち第五十一条の二十五の名簿に記載されていない者及びその付添人
（登録） 第79条 自家用有償旅客運送を行おうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない。	第51条 法第七十九条の二第一項第二号の国土交通省令で定める自家用有償旅客運送の別は、次のとおりとする。 - 一 市町村運営有償運送 - 二 公共交通空白地有償運送 - 三 福祉有償運送

申請書 記入例 〈 事業計画変更（路線延長） 〉

（申請書例 1 枚目）

平成〇〇年〇〇月〇〇日

九州運輸局長

□ □ □ □ 殿

住 所 〇〇県〇〇市〇〇1丁目1番1号
氏名又は名称 〇〇株式会社
代表者氏名 代表取締役 〇 〇 〇 〇



一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画（路線延長）認可申請書

申請者は事業者
（押印付き）

このたび、次のとおり、一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画変更（路線延長）を行いたく、道路運送法第15条ならびに同法施行規則14条の規定により、関係書類を添えて申請いたします。

1. 名称および住所

〇〇株式会社
〇〇県〇〇市〇〇1丁目1番1号

2. 事業の種類

一般乗合旅客自動車運送事業

(申請書例 2枚目)

3. 延長をしようとする路線

1. ○○線

①起 点	○○県○○町○○5 丁目 5 番 5 号の先
終 点	○○県○○町○○6 丁目 6 番 6 号の先
杆 程	0.5 杆
道路幅員	8.0m
道路種別	○○町道
道路管理者	○○町

②起 点	○○県○○町○○6 丁目 6 番 6 号の先
終 点	○○県○○町○○7 丁目 7 番 7 号の先
杆 程	0.3 杆
道路幅員	8.0～9.5m
道路種別	○○県道
道路管理者	○○土木事務所

道路管理者の区分別に、
延長する路線の概要を記載

路線延長区間 合計 0.8 杆

記入例〈事業計画変更（路線延長）認可申請書〉

（申請書例 3枚目）

4. 事業計画

（1）主たる事業所および営業所の名称ならびに位置

イ. 主たる事業所

名 称	〇〇株式会社
位 置	〇〇県〇〇市〇〇1丁目1番1号

ロ. 営業所

名 称	〇〇自動車営業所
位 置	〇〇県〇〇町〇〇2丁目2番2号

（2）自動車庫の位置および収容能力

関係する営業所
をすべて記載

名 称	〇〇自動車営業所
位 置	〇〇県〇〇町〇〇2丁目2番2号
収容能力	車両数 15 両（面積 450 m ² ）

（3）営業所ごとに配置する事業用自動車の数ならびに常用車及び予備車の数ならびに
その乗車定員ごとの数

名 称	種別	乗車定員 (人)	配置車両数		
			常用車	予備車	合計
〇〇自動車 営業所	普通	70 以上	12	3	15
	中型	29～69	0	0	0
	小型	29 以下	0	0	0
	合計		12	3	15

種別毎に常用車・
予備車の数を記載

(申請書例 4枚目)

- (4) 事業用自動車のうち長さ、幅、高さ、又は車両重量が最大であるものの当該長さ、幅、又は車両重量

長さ	10. 70 m
幅	2. 49 m
高さ	3. 13 m
車両重量	11, 130 トン

- (5) 停留所の名称および位置ならびに停留所間の料程

別紙のとおり

5. 路線延長を必要とする理由

本申請の〇〇線につきましては、現在の運行経路は狭隘区間となっているため、学童の通学時などは大型バスの運行が危険な状況が一部生じております。新道開通により走行環境の改善がなされており、近隣住民の要望を踏まえ、本申請 に及んだ次第であります。

6. 実施日

平成〇〇年〇〇月〇〇日 (〇)

路線延長の必要性は
予め整理しておくこと

記入例 〈 事業計画変更（路線延長） 認可申請書 〉

（申請書例 5枚目）

添 付 書 類

1. 事業計画

（1）路線延長認可申請区間見取図

別添のとおり

（2）路線図

別添のとおり

（3）停留所周辺見取図

別添のとおり

2. 運行計画新旧対照

（1）運行系統

別添のとおり

（2）運行系統ごとの時刻

別添のとおり

（3）運行系統図

別添のとおり

3. 運賃

平成〇〇年〇〇月〇〇日付、「□□□□□□□」にて別途申請

運賃の記載が必要
（別申請を参照可能）

(申請書例 6枚目)

添 付 書 類 (別 紙)

1. 事業計画

(1) 路線延長認可申請区間見取図



起点	〇〇県〇〇町〇〇5丁目5番5号の先	(ア)
終点	〇〇県〇〇町〇〇6丁目6番6号の先	(イ)
料程	0.5 軒	
道路幅員	8.0m	
道路種別	〇〇町道	
道路管理者	〇〇町	

起点	〇〇県〇〇町〇〇6丁目6番6号の先	(イ)
終点	〇〇県〇〇町〇〇7丁目7番7号の先	(ウ)
料程	0.3 軒	
道路幅員	8.0~9.5m	
道路種別	〇〇県道	
道路管理者	〇〇土木事務所	

延長区間は道路管理者
区分がわかるよう作成

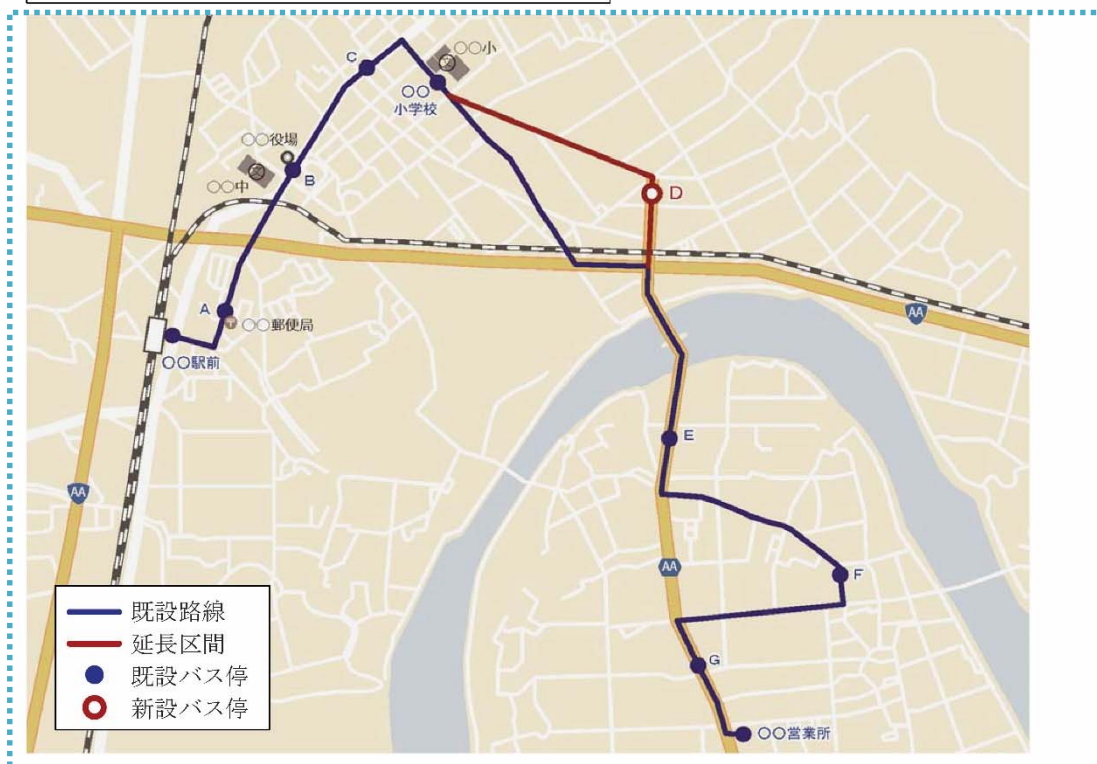
記入例 〈 事業計画変更（路線延長） 認可申請書 〉

（申請書例 7枚目）

添 付 書 類 （ 別 紙 ）

1. 事業計画

（2）路線図



路線・停留所の位置を示し、
既設・新設がわかる図面

（別紙）停留所の名称および位置ならびに停留所間の料程

1. 〇〇線

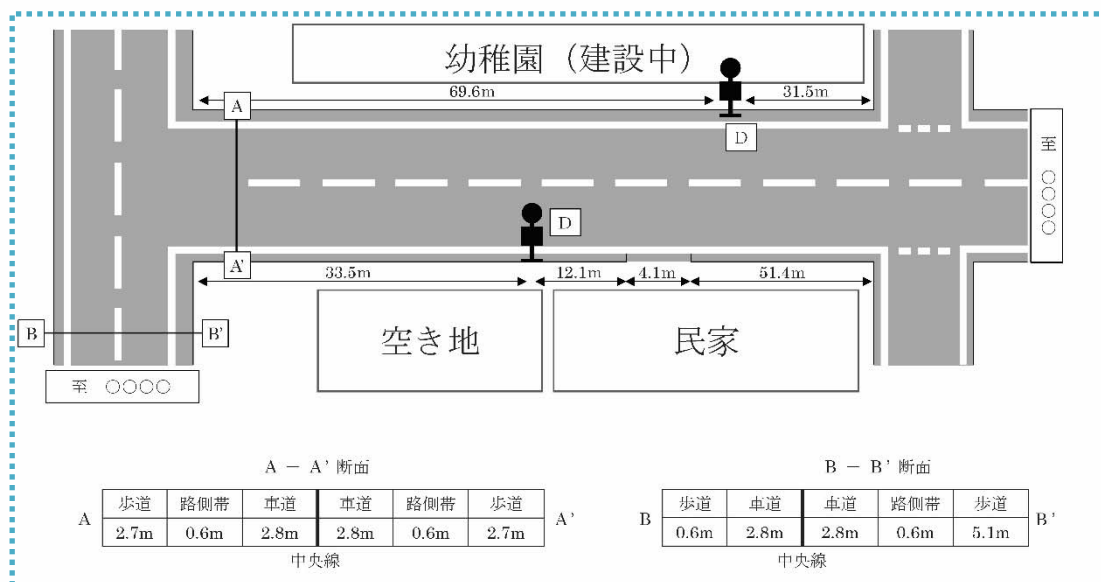
	停留所名称	位置	料程	摘要
1	〇〇駅前	既設につき省略	—	既設
2	A	〃	0.30	〃
3	B	〃	0.30	〃
4	C	〃	0.30	〃
5	〇〇小学校	〃	0.30	〃
6	D	〇〇県〇〇町〇〇7丁目7番7号	0.30	新設
7	E	既設につき省略	0.30	既設
8	F	〃	0.30	〃
9	G	〃	0.30	〃
10	〇〇営業所	〃	0.30	〃
合計			2.70	—

(申請書例 8枚目)

添 付 書 類 (別 紙)

1. 事業計画

(3) 停留所周辺見取図



新設する停留所の位置
(道路上・道路外) を記載

記入例 〈 事業計画変更（路線延長） 認可申請書 〉

(申請書例 9枚目)

運 行 計 画 概 要 書

申 請 者	〇〇株式会社
住 所	〇〇県〇〇市〇〇1丁目1番1号
届 出 日	平成〇〇年〇〇月〇〇日

1. 〇〇線

1	運 行	系統番号 〇〇 番 〇〇 線	
	系統名	起点 〇〇駅前	(経由地) 〇〇小学校 終点 〇〇営業所
	届出内容	運行系統の新設	

前ページ同様、新設系統が
2以上の場合はすべて記載

(申請書例 10枚目)

2. 運行計画新旧対照

(1) 運行系統

1. ○○線

運行系統				曜日	往復	指定時間帯 / 運行回数																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
起点	経由地	終点	杆程			新							旧																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
						計	～ 6:59	7:00～ 8:59	9:00～ 16:59	17:00～ 18:59	19:00 ～	始発 時刻	終発 時刻	計	～ 6:59	7:00～ 8:59	9:00～ 16:59	17:00～ 18:59	19:00 ～	始発 時刻	終発 時刻																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
○○駅前	○○小学校	○○ 営業所	24.9	平日	往	4	0	1	2	1	0	7:30	17:50																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													</

前ページ同様、新設系統が2以上の場合はすべて記載

記入例 〈 事業計画変更（路線延長）認可申請書 〉

(申請書例 11枚目)

2. 運行計画新旧対照

(2) 運行系統ごとの運行時刻

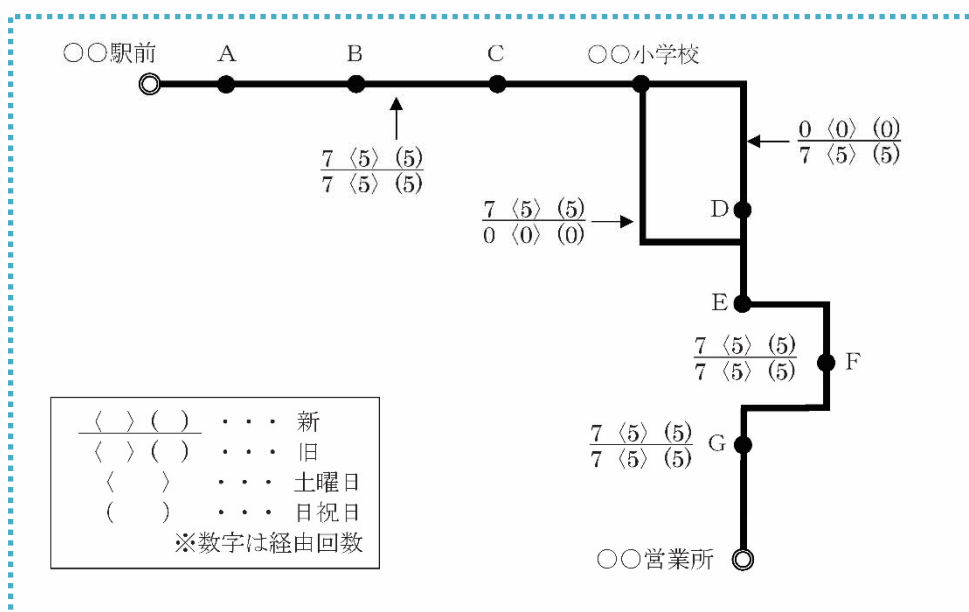
1. ○○線

起 点	経由地	終 点	曜 日	往路		復路	
				新	旧	新	旧
〇〇駅前	〇〇 小学校	〇〇 営業所	平日	7:30	---	8:30	---
				9:50	---	15:00	---
				14:30	---	18:50	---
				17:50	---	---	---
			土曜	9:30	---	9:30	---
				14:30	---	15:00	---
				19:10	---	17:10	---
			日祝	9:10	---	9:10	---
				14:30	---	15:00	---
				19:10	---	17:10	---

前ページ同様、新設系統が2以上の場合はすべて記載

(3) 運行系統

1. ○○線



前ページ同様、新設系統が
2以上の場合はすべて記載

九州における相談窓口

分からないことが出てきた場合は、ひとりで抱え込まず、気軽に運輸支局に相談してください。活用可能な国の補助制度や必要となる法律上の手続き、技術支援など、中立的な立場から総合的にアドバイスします。

なお、九州における運輸支局の連絡先は下記の通りです。

運輸支局(総合相談窓口)の連絡先

福岡県	●福岡運輸支局（陸上交通関係） 〒813-8577 福岡県福岡市東区千早3丁目10-40 〔総務企画部門〕 TEL.092-673-1190(代)	※海上交通関係は 別庁舎へ問合せ ください。
佐賀県	●佐賀運輸支局（陸上交通関係） 〒849-0928 佐賀市若楠2-7-8 〔企画輸送部門〕 TEL.0952-30-7271	※海上交通関係は 別庁舎へ問合せ ください。
長崎県	●長崎運輸支局（陸上交通関係） 〒851-0103 長崎市中里町1368 〔輸送部門〕 TEL.095-839-4747	※海上交通関係は 別庁舎へ問合せ ください。
熊本県	●熊本運輸支局（陸上交通関係） 〒862-0901 熊本市東区東町4-14-35 〔総務企画部門〕 TEL.096-369-3188(代)	※海上交通関係は 別庁舎へ問合せ ください。
大分県	●大分運輸支局 〒870-0906 大分市大州浜1-1-45 〔総務企画部門〕 TEL.097-558-2235(代)	
宮崎県	●宮崎運輸支局 〒880-0925 宮崎市本郷北方字鶴戸尾2735-3 〔総務企画部門〕 TEL.0985-51-3824	
鹿児島県	●鹿児島運輸支局（陸上交通関係） 〒891-0131 鹿児島市谷山港2-4-1 〔輸送部門〕 TEL.099-261-9192	※海上交通関係は 別庁舎へ問合せ ください。



地域への公共交通導入ガイドブック
《道路運送法編》

平成29年3月

【発行】 国土交通省 九州運輸局 交通政策部 交通企画課

【問合せ先】 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号

TEL (092) 472-2315 (交通企画課直通)

FAX (092) 472-2316

E-mail qst-qst-kikaku@ml.milt.go.jp

URL <http://www.tb.milt.go.jp/kyushu/>